

令和4年度

堺市衛生研究所運営協議会

令和5年3月3日

倫理審査部会の審査について（報告）

開催日時：令和5年1月10日（火）（書面開催）

出席委員：（敬称略 順不同）

佐々木 徳久 部会員、森 克己 部会員、秋山 由美 部会員、田沢 晶子 部会員、  
龍野 信隆 部会員（5名）

事務局：堺市衛生研究所

議案：（1）部会長の選出について  
（2）研究課題の審議について  
（3）堺市衛生研究所倫理審査手順書の改正について

議事録：

1. 開会

・堺市衛生研究所倫理審査部会設置要領第6条第2項（医学・医療の専門家、人文・社会科学の有識者、一般の立場から意見を述べることができる者の出席、過半数の出席、男女両性の出席）により、会議が成立していることを確認した。

2. 部会長の選出について

・部会長には森部会員が選出された。

3. 研究課題の審議について

（1） 研究概要

① 『下水サンプル及び臨床サンプルを用いた腸管感染ウイルスの流行解析』

ノロウイルス等の下痢症ウイルスやエンテロウイルスなどの腸管感染ウイルスについて、下水から検出されるウイルスと患者から検出されるウイルスを合わせて解析することにより、腸管感染ウイルスの流行解析を行う。

② 『麻しん・風しんに関する研究』

麻しん、風しんを疑う発熱、発しん症例について、麻しんウイルス及び風しんウイルス以外のウイルスの検査を実施し、鑑別が必要なウイルス感染症の検討を行う。また、麻しん、風しん症例について、ウイルス排泄量やウイルスの体内動態を調査するため、ウイルス遺伝子定量等の詳細な解析を行う。

（2） 審議結果

両研究ともに、令和元年度倫理審査部会に承認を受けた研究である。今回は、研究期間の延長のみの審議であり、全会一致で承認された。承認後、堺市のホームページに研究内容等の掲載を行った。

#### 4. 堺市衛生研究所倫理審査手順書の改正について

堺市衛生研究所における倫理審査については、国通知（倫理指針）に定めるところにより実施している。

今般、従前の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）が廃止され、新たに「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）が発出されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。改正について、全会一致で承認された。

## 堺市衛生研究所倫理審査手順書

### (目的)

第1条 この手順書は、「堺市衛生研究所倫理審査部会設置要領」(以下「要領」という。)  
第3条の規定に基づき、倫理審査に必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この手順書において、「個人に関する情報」、「匿名加工情報」、「侵襲」等の用語の定義は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)等の指針(以下「倫理指針」という。)に定めるところとする。

### (審査対象)

第3条 堺市衛生研究所倫理審査部会(以下「部会」という。)の審査対象は、要領第2条のとおりとする。ただし、この手順書における「研究」とは、傷病の成因及び病態の理解、傷病の予防方法や診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、健康の保持増進又は傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動をいい、当所においては検査及び調査研究が対象となる。また、次に掲げるいずれかに該当する研究については対象としない。

- (1) 法令の規定により実施される研究
- (2) 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究
- (3) 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究
  - ア 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報
  - イ 個人に関する情報に該当しない既存の情報
  - ウ 既に作成されている匿名加工情報

### (部会の責務)

第4条 部会は、研究責任者 から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、この指針に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、当該研究に係る 研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書 又は電磁的方法 により意見を述べなければならない。

- 2 部会員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に関して教育・研修を受けなければならない。
- 3 審査を行うに当たっては、特に、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 目的と意義を明確にし、研究によって生じる危険性と医学上の成果の総合的判断
  - (2) 対象者となる個人又はその家族等の人権の擁護
  - (3) 対象者に対し説明と同意を得る方法
- 4 部会員及びその事務に従事する者は、審査を行う上で知り得た個人に関する情報を法令又は裁判所の命令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。部会員を退いた後も同様とする。なお、漏えい等重大な懸念が生じた場合には、速やかに衛生研究所長(以下

「所長」という)に報告しなければならない。

(会議)

第5条 審査の判定は、出席部会員全員の合意を原則とする。ただし、部会長が必要と認める場合は、無記名投票により多数決による出席部会員の大多数の意見をもって判定することができる。その場合には、少数意見を付記するものとする。

2 判定は、次の各号に掲げる表示による。

- (1) 非該当
- (2) 承認
- (3) 条件付承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認

3 審査経過及び判定は、記録として保存し、議事要旨は公開されるものとする。ただし、議事要旨のうち、対象者又はその家族等の人権の保護、研究の独創性又は知的財産権の保護のため非公開とすることが適当な部分については、この限りではない。

4 所長は、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要があると判断する場合には、部会の意見を聴く前に許可を決定することができる。この場合において、所長は、許可後遅滞なく部会の意見を聴くものとし、部会が研究の停止若しくは中止又は研究計画書の変更をすべきである旨の意見を述べたときは、当該意見を尊重し、申請者に対し、研究を停止させ、若しくは中止させ、又は研究計画書を変更させるなど適切な対応をとらなければならない。

(申請手続き、判定の通知及び報告等)

第6条 審査を申請しようとする者は、様式1の倫理審査申請書に必要事項を記入し、計画書その他関係書類を添えて、所長に提出しなければならない。なお、担当者は、開始前及び実施期間中に、倫理指針等について習熟し、教育、訓練を受けなければならない。

2 所長は、前項により担当者から申請があったときは、速やかに部会の意見を求め、その意見を尊重し、計画の可否を決定する。その判定は様式2の通知書をもって申請者に通知するものとする。なお、通知をするに当たっては、部会の判定が第5条第2項第3号、4号又は第5号の場合には、その条件若しくは変更、不承認の理由等を記載しなければならない。

3 担当者は、試料又は情報を他の研究機関に提供する場合は所長に報告しなければならない。また、承認された計画の進捗状況並びに試料、情報及び当該情報に係る資料の保管状況について原則として毎年、様式4により所長に報告しなければならない。所長はこの報告を受けたときは、部会に必要な事項について報告しなければならない。

(迅速審査)

第7条 部会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、部会長が指名する部会員による審査(以下「迅速審査」という。)を様式3により行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は部会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての部会員に報告されなければならない。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得

ている場合の審査

- (2) 計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 前項(2)に該当する事項のうち、研究者の変更や研究期間の延長等の第4条第3項各号に変更がない場合は、報告事項として取り扱うことができる。

(有害事象等の報告)

第8条 担当者は、次に掲げる研究の実施に伴う有害事象の発生状況を、速やかに様式5により所長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は計画書を変更しなければならない。

- (1) 担当者は、研究に関する情報の漏えい等、研究対象者の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合
- (2) 担当者は、研究の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なう恐れのある情報を得た場合
- (3) 担当者は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう事実若しくは情報又は損なう恐れのある情報を得た場合

(重篤な有害事象)

第9条 担当者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、対象者への説明等、必要な措置を講じるとともに速やかに、様式5及び様式6に必要事項を記載して所長に報告し、必要な措置を講じなければならない。

(研究に係る試料、情報等の保管)

第10条 担当者は、試料、情報及び試料・情報の提供に関する記録に関し、適切に保管しなければならない。

2 当該情報等について、可能な限り長期間保管するよう努めなければならないが、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管しなければならない。また、試料・情報の提供に関する記録について、試料・情報を提供する場合は提供をした日から3年を経過した日までの期間、試料・情報の提供を受ける場合は当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間、適切に保管しなければならない。

(委任)

第11条 この手順書に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定めることができる。

附 則

この手順書は平成30年12月1日から施行する。

附 則

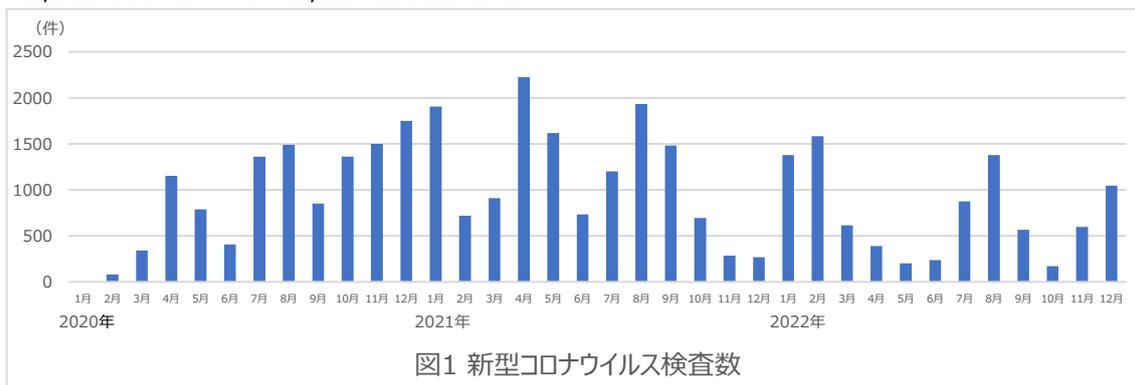
この手順書は令和4年12月23日から施行する。

## 令和 3 年度堺市衛生研究所事業報告

## トピックス -新型コロナウイルス感染症検査-

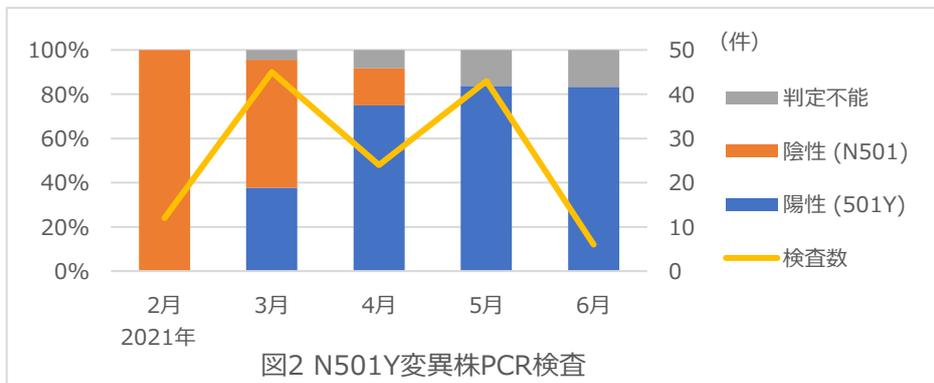
## 1. 新型コロナウイルス感染症検査

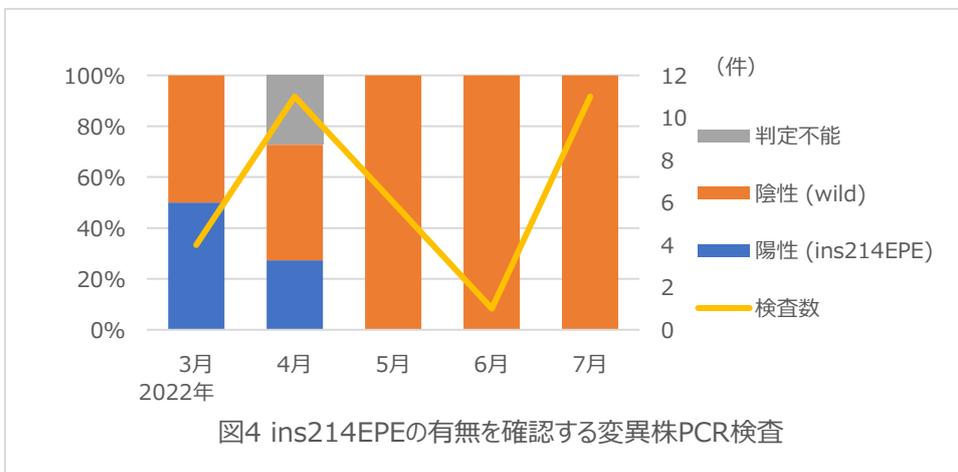
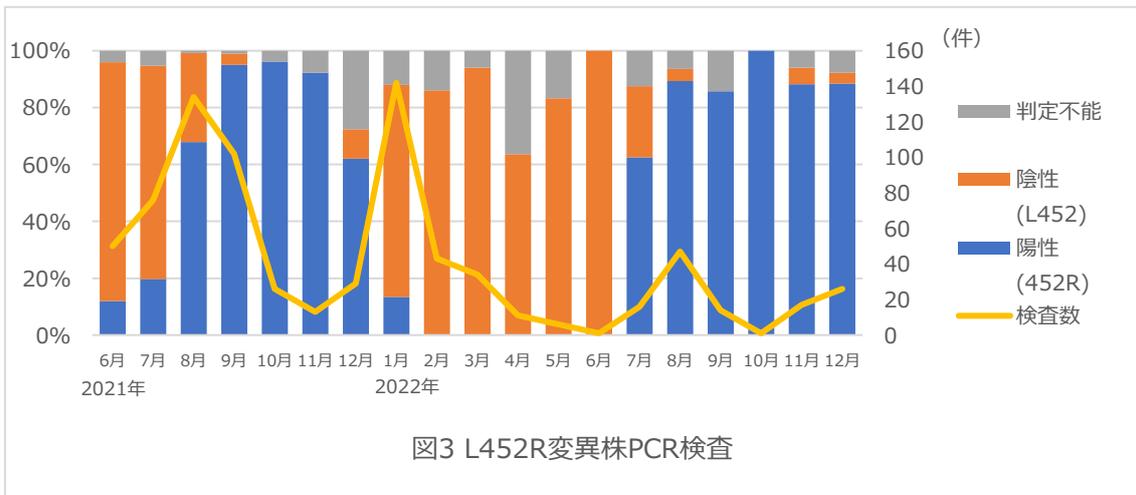
当所では、保健所の依頼に基づき、2020年2月より新型コロナウイルス感染症検査を実施しています。2022年12月末までに34,080件の検査を実施しました（2020年：11,080件、2021年：13,969件、2022年：9,031件、図1）。



## 2. 新型コロナウイルス変異株 PCR 検査

主にアルファ株の変異を検出する N501Y 変異株 PCR 検査は、2021年2月～6月まで実施し（130件）、主にデルタ株の変異を検出する L452R 変異株 PCR 検査は、2021年6月以降実施しています（788件 2022年12月末現在）。N501Y 変異株は、2021年3月から検出されはじめ、5月以降はほとんどが N501Y 変異株となりました（図2）。一方、L452R 変異株は、2021年6月から検出されはじめ、9月以降はほとんどが L452R 変異株となりました。2022年1月からは L452R 変異株 PCR 検査陰性が増加し、オミクロン株によるものと考えられました（図3）。この検査に加え、オミクロン株の BA.1 系統にあり BA.2 系統にはない ins214EPE の有無を確認する変異株 PCR 検査を2022年3月から7月まで実施（33件）した結果、BA.1 から BA.2 系統への置き換わりが見られました（図4）。また、7月からデルタ株の変異を検出する L452R 変異株 PCR 検査陽性を有したオミクロン株（BA.4 及び BA.5 系統）が検出されはじめ、8月以降ほとんどがこの株となっています（図3）。





## ウイルス検査担当

### 1. 試験検査

#### 1) 感染症発生動向調査事業に関する検査

新型コロナウイルス感染症、麻しん、風しんなどの全数把握感染症について、保健所の依頼に基づきウイルス検査を実施しています。また、定点把握感染症の病原体サーベイランスにかかわるウイルス検査も実施しています。

#### 2) 食中毒関連ウイルス検査

食中毒等の健康危機事象発生時に保健所の依頼に基づきウイルス検査を実施しています。

#### 3) エイズ予防対策事業に関する検査

保健所感染症対策課・各保健センターが実施する HIV 検査・相談業務にかかわる HIV 検査を実施しています。

#### 4) 感染症予防対策事業に関する検査

保健所感染症対策課・各保健センターが実施する HIV 検査・相談業務にかかわる梅毒検査を実施しています。

#### 5) 医動物検査

保健所等からの依頼により、寄生虫卵検査などの医動物検査を実施しています。

#### 令和3年度ウイルス検査

検査	件数
感染症発生動向調査事業に関する検査	14,921
食中毒関連ノロウイルス検査	23
エイズ予防対策事業に関する検査	695
感染症予防対策事業に関する検査	54
医動物検査	529

## 2. 調査研究（令和3、4年度）

### 1) 研究課題

- ① 堺市内の環境水（下水）における下痢症ウイルス等汚染調査
- ② 不活化ポリオワクチン導入後のポリオウイルスサーベイランスに関する研究
- ③ 堺市における蚊媒介感染症対策に関する蚊の調査
- ④ 堺市における麻しん・風しんの流行解析

### 2) 学会等発表（令和3、4年度）

- ① SARS-CoV-2 遺伝子検出試薬の比較検討  
(令和3年度地方衛生研究所全国協議会近畿支部ウイルス部会研究会)
- ② ノロウイルスの検査法の検討  
(大阪公立大学産官学共同研究会 第133回テクノラボツアー・りそな中小企業振興財団技術懇親会)

## 細菌検査担当

### 1. 試験検査

#### 1) 食品細菌検査

食中毒関連の検査、食品衛生法に基づく食品の収去検査及び食品等の細菌検査を実施しています。

#### 2) 環境細菌検査

環境衛生及び水質汚濁関係の法令に基づく細菌検査を実施しています。

#### 3) 腸内病原菌等検査

三類感染症の接触者及び食品取扱業務、水道事業業務従事者等の腸内病原菌等検査を実施しています。

#### 4) 感染症発生動向調査事業に関する細菌検査

薬剤耐性菌（カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症）及び腸管出血性大腸菌感染症患者からの分離菌株の検査等を実施しています。

### 令和3年度細菌検査

検査区分		保健所		保健所以外の行政機関		一般 (事業所、住民等)		感染症発生動向調査		合計	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
食品細菌検査	食中毒関連	61	377	—	—	—	—	—	—	61	377
	成分規格	74	121	—	—	—	—	—	—	74	121
	成分規格以外	130	584	403	910	16	41	—	—	549	1,535
	小計	265	1,082	403	910	16	41	—	—	684	2,033
環境細菌検査	飲料水	8	16	—	—	—	—	—	—	8	16
	浴場水	156	454	—	—	2	2	—	—	158	456
	工場・事業場排水	—	—	14	14	25	25	—	—	39	39
	貸おしぼり	42	126	—	—	—	—	—	—	42	126
	親水用水等	—	—	6	6	2	2	—	—	8	8
小計	206	596	20	20	29	29	—	—	255	645	
腸内等病原菌検査	感染症法関連	402	658	—	—	—	—	—	—	402	658
	勧奨検便	5	10	68	136	342	704	—	—	415	850
	小計	407	668	68	136	342	704	—	—	817	1,508
感染症発生動向調査に関する検査	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	—	—	—	—	—	—	22	66	22	66
	バンコマイシン耐性腸球菌	—	—	—	—	—	—	2	4	2	4
	腸管出血性大腸菌	—	—	—	—	—	—	39	56	39	56
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
小計	—	—	—	—	—	—	63	126	63	126	
合計	878	2,346	491	1,066	387	774	63	126	1,819	4,312	

※保健所依頼の食中毒関連には、R2年度の食中毒関連事例におけるR3年度受付分11検体、78項目を含む。

## 2. 調査研究（令和3、4年度）

### 1) 研究課題

- ① 近畿ブロックの精度管理及び情報共有体制の構築の検討  
（厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業））
- ② 地研ネットワークを利用した食品およびヒトから分離されるサルモネラ、大腸菌、カンピロバクター等の薬剤耐性の動向調査  
（厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業））
- ③ 堺市におけるカルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症及びバンコマイシン耐性腸球菌感染症の遺伝子検出状況
- ④ 堺市における腸管出血性大腸菌感染症の発生動向
- ⑤ 黄色ブドウ球菌による食中毒事例の検証実験
- ⑥ 浴場水のレジオネラ属菌検査方法の検討

## 環境検査担当

### 1. 試験検査

#### 1) 工場・事業場排水、公共用水域（河川水）等

おもに環境対策課より依頼される、工場・事業場排水（事業場等が、水質汚濁防止法等に定められた排水基準を遵守しているか否か）等の理化学的検査を実施しています。行政監視・指導における科学的根拠を付与する役目を担っています。

#### 2) 地下水

環境共生課や市民の方などからの依頼に基づく地下水（井戸水）の水質検査を実施しています。また、堺市地下水質汚染対策要領に基づく、地下水汚染時の緊急検査にも対応しています。

#### 3) 浴場水・プール水・専用水道水

保健所環境薬務課より依頼される、浴場水・プール水の環境衛生検査、専用水道水の理化学的水質検査を実施しています。

### 令和3年度環境検査

検査区分		行政依頼検査		一般依頼検査		合計	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
飲料水検査	専用水道水	8	392	—	—	8	392
環境衛生検査	プール水	—	—	—	—	0	0
	浴場水	147	460	—	—	147	460
水質汚濁検査	工場・事業場排水等	123	1,835	29	204	152	2,039
	公共用水域等	1	29	—	—	1	29
	地下水	3	18	1	4	4	22
	埋立処分地浸出水	1	43	—	—	1	43
	その他	6	6	2	2	8	8
合計		289	2,783	32	210	321	2,993

### 2. 調査研究（令和3、4年度）

#### 1) 研究課題

- ① 災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発（福岡県保健環境研究所等との共同研究）
- ② 公共用水域における有機・無機化学物質まで拡張した生態リスク評価に向けた研究

(東京都環境科学研究所等との共同研究)

③ 河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究

(大阪市立環境科学研究センター等との共同研究)

### 3. その他の事業

#### 1) 水質相談受付

令和3年度は1件、令和4年度は、令和5年1月末現在までに18件の相談がありました。主に地下水や農業用水に関係するものとなっています。

## 食品検査担当

### 1. 試験検査

#### 1) 食品に関する検査

食品衛生法、食品表示法に基づく検査を行っています。食品に含まれる残留農薬、重金属などの有害物質の検査をしています。また、成分規格を満たしているか、添加物等の使用基準が守られているかなどの検査も行っています。

#### 2) 家庭用品に関する検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく検査を行っています。繊維製品や家庭用化学製品等に含まれる有害物質の検査を実施しています。

#### 3) 医薬品に関する検査

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)に基づく検査を行っています。いわゆる健康食品に医薬品成分（強壮用成分、痩身用成分など）が含まれていないかの検査をしています。

### 令和3年度食品検査

検査区分	保健所		保健所以外の 行政機関		一般 (事業所・住民等)		合計		
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
食品	成分規格	60	1,343	-	-	-	-	60	1,343
	食品添加物	41	149	46	171	3	3	90	323
	その他(異物等)	7	11	-	-	-	-	7	11
	小計	108	1,503	46	171	3	3	157	1,677
家庭用品	樹脂加工剤	204	315	-	-	-	-	204	315
	洗浄剤	3	15	-	-	-	-	3	15
	防菌防かび剤	5	10	-	-	-	-	5	10
	防虫加工剤	3	6	-	-	-	-	3	6
	防炎加工剤	-	-	-	-	-	-	0	0
	溶剤	5	15	-	-	-	-	5	15
	染料	6	144	-	-	-	-	6	144
小計	226	505	0	0	0	0	226	505	
医薬品	健康食品	7	94	-	-	-	-	7	94
	その他	-	-	-	-	-	-	0	0
	小計	7	94	0	0	0	0	7	94
合計	341	2,102	46	171	3	3	390	2,276	

## 2. 調査研究（令和3、4年度）

### 1) 研究課題

- ① 植物由来成分の分析（大阪公立大学農学部との共同研究）

### 2) 学会等発表（令和3、4年度）

- ① 福神漬から使用表示のない着色料を検出した事例について  
（第58回全国衛生化学技術協議会年会）
- ② LC-MS/MSを用いたシガトキシン類の分析条件の検討  
（日本食品衛生学会第118回学術講演会）
- ③ 堺市における残留農薬検査の取り組みについて  
（日本食品衛生学会 食品に関するリスクコミュニケーション公開セミナー）
- ④ 「生物環境化学」講義  
（大阪公立大学 農学部）

## 3. その他の事業

### 1) 試験法の妥当性評価

「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」に基づき、食品の規格基準への適合を判定するために用いる試験法の妥当性評価を実施しています。令和3年度は、LC-MS/MSによる残留農薬の一斉試験法について実施しました。令和4年度は、ミネラルウォーター中のフタル酸ジ-2-エチルヘキシルおよびクロロ酢酸類の試験法について実施しました。

## 企画調整担当

### 1. 企画調整業務

#### 1) 施設の維持管理

衛生研究所本館・分館ともに経年劣化により老朽化が進んでいますが、検査への影響を最小限とするべく日常の点検、施設の修繕を行っています。併せて、備品の更新も計画的に進めており、令和3年度はシアン・臭素酸・陰イオン界面活性剤分析システムや超低温フリーザーなどを、令和4年度は自動免疫測定装置、エバポレーターなどを購入しました。

#### 2) 窓口業務

市民、事業者等からご依頼の一般検便検査等についての窓口業務（受付、手数料徴収等）を行っております。令和3年度の一般検便検査は 877 件、1,127,980 円、一般水質検査は 239 件、677,600 円の依頼がありました。

#### 3) 研修事業

衛生研究所では、保健所等職員への検査に関する研修、大学等団体への学生研修、子ども向けの夏休み体験学習などを実施しておりますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送りました。令和4年度には、保健所等職員への検査に関する研修を再開しました。

当所職員の検査等研修受講については、基本的にオンラインで参加し検査技術の向上を図りました。

#### 4) 庶務事務に関すること

予算の執行、決算、各種統計、契約、人事等に係る庶務事務を行っております。

(令和3年度予算および決算については令和3年度年報をご参照ください)

#### 5) 検査の信頼性確保事業

正確な検査結果の発出のため、検査の信頼性には特に注力しています。厚生労働省や環境省、大阪府、(一財)食品薬品安全センター秦野研究所などが実施する外部精度管理調査には積極的に参加するとともに、年間を通して信頼性確保部門責任者による内部点検を実施し、検査方法の逐次点検、検査技術の向上を図っています。

## 感染症情報センター

### 1. 感染症情報センター業務

#### 1) 感染症発生動向調査情報の収集・解析

調査対象感染症のうち、全数把握感染症は一類から四類の感染症、新型インフルエンザ等感染症、五類の一部の感染症及び指定感染症が対象となっており、堺市保健所と連携し、堺市内の全医療機関から発生情報を収集しております。

定点把握感染症は五類感染症の一部が対象となっており、指定された堺市内の医療機関（43機関）の協力や保健所との連携により情報を収集しております。

堺市内の感染症情報を毎週月曜日に収集し、大阪府及び大阪府内政令市・中核市から構成される大阪府感染症情報解析評価委員会で毎週水曜日に感染症情報を分析し、全数把握および定点把握感染症発生情報（全国、大阪府、堺市、堺市各区）を地域住民や関係機関へ迅速に提供・公開しております。

#### 2) 週報、月報等の情報提供

収集して分析された感染症発生情報は、週報や月報として FAX やメールにて毎週、定点医療機関や保育所等の関係機関に情報提供を行っております。

#### 3) ホームページによる情報公開

毎週更新する週報や月報に加え、インフルエンザ等の定点把握感染症の発生状況等も堺市ホームページに掲載して情報公開を行っております。

堺市衛生研究所運営協議会委員名簿

令和5年1月31日現在

区分	氏 名	住 所 ・ 勤 務 先
医 師 選 出 会	佐々木 徳 久 (堺市医師会 副会長)	佐々木内科クリニック
	森 克 己 (堺市医師会 理 事)	もり耳鼻咽喉科
	橘 克 英 (堺市医師会 理 事)	橘内科クリニック
学 識 経 験 者	大 里 浩 樹 (堺市立総合医療センター 院長)	地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター
	尹 亨 彦 (近畿中央呼吸器センター院長)	独立行政法人 国立病院機構 近畿中央呼吸器センター
	松 浦 知 香 (大阪公立大学大学院医学研究科助教)	公立大学法人大阪 大阪市立大学大学院 医学研究科
	秋 山 由 美 (公財) 日本適合性認定協会・技術審査員)	(公財) 日本適合性認定協会
	田 沢 晶 子 (大阪大谷大学 人間社会学部教授)	大阪大谷大学 人間社会学部
	龍 野 信 隆 (堺人権擁護委員協議会)	堺人権擁護委員協議会
関 係 政 行	東 口 三 容 子 (健康部理事)	堺市健康福祉局 健康部
	藤 井 史 敏 (堺市保健所長)	堺市健康福祉局 保健所
	小 倉 真 美 (堺保健センター所長)	堺市堺区役所 堺保健福祉総合センター
	原 田 明 美 (幼保運営課長)	堺市子ども青少年局 子育て支援部